国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備考
国立大学法人東京農工大学学則		
平成16年4月7日		
16経教規則第2号		
第1条 省略	第1条 省略(現行どおり)	
(大学院)	(大学院)	
第2条 本学に、大学院を置く。	第2条 本学に、大学院を置く。	
2 大学院に、次の研究院、学府及び研究科を置く。	2 <u>本学の</u> 大学院 <u>(以下「本学大学院」という。)</u> に、次の研究院、学府及び研	
農学研究院	究科を置く。	
工学研究院	農学研究院	
工学府	工学研究院	
農学府	工学府	
生物システム応用科学府	農学府	
連合農学研究科	生物システム応用科学府	
技術経営研究科	連合農学研究科	
	技術経営研究科	
第3条 省略	第3条 省略(現行どおり)	
第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。	第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。	
学内施設名	学内施設名	
省略	省略	
2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。	2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。	
組織及び施設の名称	組織及び施設の名称	
女性未来育成機構	女性未来育成機構	
学生活動支援センター	<u>(削る)</u>	
アグロイノベーション高度人材養成センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	
環境リーダー育成センター	環境リーダー育成センター	
イノベーション推進機構	イノベーション推進機構	
第5条~第8条 省略	第5条~第8条 省略(現行どおり)	

(附属施設)

第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属施 設」という。) を置く。

学部名	附属施設名
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター
	硬蛋白質利用研究施設 フロンティア農学教育研究センター
工学部	ものづくり創造工学センター

第10条~第15条 省略

(休業日)

- 第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。
- 一 日曜日
- 二 土曜日(技術経営研究科を除く。)
- 三 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 四 本学の創立記念日 5月31日
- 五 春季休業日
- 六 夏季休業日
- 七 冬季休業日
- 2 省略
- 3 省略
- 第17条 入学の時期は、学年の始めとする。
- 2 大学院においては、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、前項 | 2 本学大学院においては、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、 せることができる。
- 第18条~第39条 省略

(入学料及び検定料の不徴収)

第39条の2 本学(大学院連合農学研究科の構成大学を含む。) 大学院の博士 │第39条の2 本学(大学院連合農学研究科の構成大学を含む。) 大学院の博士 前期課程又は修士課程を修了し、引き続き博士後期課程又は博士課程に進学す

(附属施設)

第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属施 設」という。)を置く。

学部名	附属施設名
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター
	動物医療センター
	硬蛋白質利用研究施設
	フロンティア農学教育研究センター
	国際家畜感染症防疫研究教育センター
工学部	ものづくり創造工学センター

第10条~第15条 省略(現行どおり)

(休業日)

- 第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。
- 一 日曜日
- 二 土曜日(技術経営研究科及び工学府産業技術専攻を除く。)
- 三 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 四 本学の創立記念日 5月31日
- 五 春季休業日
- 六 夏季休業日
- 七 冬季休業日
- 2 省略(現行どおり)
- 3 省略(現行どおり)
- 第17条 入学の時期は、学年の始めとする。
- の規定にかかわらず、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を入学さ 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を 入学させることができる。
 - 第18条~第39条 省略(現行どおり)

(入学料及び検定料の不徴収)

前期課程、修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程又

る者の入学料及び検定料は、徴収しない。

第39条の3~第44条 省略

(大学院の目的)

における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学技術の高 度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研 究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的とする。

第45条~第47条 省略

(学府及び技術経営研究科)

- 第48条 工学府及び生物システム応用科学府の課程は博士課程とし、これを前 期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博 士後期課程」という。) に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り 扱うものとする。
- 2 農学府の課程は、修士課程とする。
- 3 技術経営研究科の課程は、専門職学位課程とする。
- 4 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻に設置する博士課程について は、第1項の規定にかかわらず、これを後期3年のみの博士課程とする。

第49条~第52条 省略

(専攻及び収容定員)

第53条 工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術 | 第53条 省略(現行どおり) 経営研究科に置く専攻及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

(標進修業年限)

- 第54条 工学府及び生物システム応用科学府の博士課程の標準修業年限は5年 とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3 年とする。
- 2 農学府の修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 連合農学研究科の博士課程の標準修業年限は、3年とする。

は博士課程に進学する者の入学料及び検定料は、徴収しない。

第39条の3~第44条 省略(現行どおり)

(大学院の目的)

第44条の2 本学の目的及び使命に則り、大学院は、農学、工学及び融合領域 | 第44条の2 本学の目的及び使命に則り、本学大学院は、農学、工学及び融 合領域における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学 技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、 確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的 とする。

第45条~第47条 省略(現行どおり)

(学府及び技術経営研究科)

- 第48条 工学府(産業技術専攻を除く。) 及び生物システム応用科学府の課程 は博士課程とし、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及 び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程 はこれを修士課程として取り扱うものとする。
- 2 農学府の課程は、修士課程とする。
- 3 技術経営研究科及び工学府産業技術専攻の課程は、専門職学位課程とする。
- 4 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻に設置する博士課程につい ては、第1項の規定にかかわらず、これを後期3年のみの博士課程とする。

第49条~第52条 省略(現行どおり)

(専攻及び収容定員)

(標準修業年限)

- 第54条 工学府及び生物システム応用科学府の博士課程の標準修業年限は5 年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限 は3年とする。
- 2 農学府の修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 連合農学研究科の博士課程の標準修業年限は、3年とする。

4 技術経営研究科の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

第55条 省略

(入学資格)

- 第56条 工学府及び生物システム応用科学府の博士前期課程並びに農学府の ┃第56条 工学府及び生物システム応用科学府の博士前期課程並びに農学府の 修士課程並びに技術経営研究科の専門職学位課程に入学することができる者 は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修するこ とにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育に おける16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして 当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科 学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が 定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程 を修了し、各学府において、所定の単位を優れた成績をもって修得したもの と認めた者
- 九 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上 の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 工学府及び生物システム応用科学府の博士後期課程並びに連合農学研究科 の博士課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する者 とする。
- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修 士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の教育 制度において位置付けられた学校教育施設にあって、文部科学大臣が別に指

4 技術経営研究科及び工学府の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とす る。

第55条 省略(現行どおり)

(入学資格)

- 修士課程並びに技術経営研究科及び工学府の専門職学位課程に入学すること ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する ことにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育 における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものと して当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣 が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課 程を修了し、各学府において、所定の単位を優れた成績をもって修得した ものと認めた者
- 九 本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同 等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 工学府及び生物システム応用科学府の博士後期課程並びに連合農学研究科 の博士課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する 者とする。
- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の教

定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位 を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学院において個別の資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上 の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(再入学)

第57条 大学院を修了した者又は大学院に1年以上在学して退学した者が再 び入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相 当年次に再入学を許可することができる。

(転入学)

第58条 他の大学の大学院に1年以上在学している者が、大学院に転入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に転入学を許可することができる。

(編入学)

第59条 他の大学院を修了した者又は他の大学の大学院に1年以上在学して 退学した者が、大学院に編入学を願い出たときは、当該学府教授会等において 選考の上、当該課程の相当年次に編入学を許可することができる。

第60条~第61条 省略

(転学府、転研究科及び転専攻)

- 第62条 大学院に在学する学生が他の学府又は研究科への移籍を願い出たと きあるいは、学府又は研究科内において他の専攻への移籍を願い出たときは、 当該学府教授会等において選考の上、これを許可することができる。
- 2 省略

育制度において位置付けられた学校教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程(以下「国際連合大学」という。)を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

<u>七</u> 本学大学院において個別の資格審査により、修士の学位<u>又は専門職学位</u> を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(再入学)

第57条 本学大学院を修了した者又は本学大学院に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に再入学を許可することができる。

(転入学)

- 第58条 他の大学の大学院<u>(以下「他の大学院」という。)</u>に1年以上在学している者が、<u>本学</u>大学院に転入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に転入学を許可することができる。
- 2 前項の規定は、国際連合大学に1年以上在学している者について準用する。

(編入学)

- 第59条 他の大学院を修了した者又は<u>他の大学院</u>に1年以上在学して退学した者が、<u>本学</u>大学院に編入学を願い出たときは、当該学府教授会等において 選考の上、当該課程の相当年次に編入学を許可することができる。
- 2 前項の規定は、国際連合大学に1年以上在学して退学した者について準用する。

第60条~第61条 省略(現行どおり)

(転学府、転研究科及び転専攻)

第62条 <u>本学</u>大学院に在学する学生が他の学府又は研究科への移籍を願い出たときあるいは、学府又は研究科内において他の専攻への移籍を願い出たとき

(休学期間)

第63条 休学期間は、学年の終わりまでとする。

2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用 科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士 十後期課程、連合農学研究科の博士課程又は技術経営研究科の専門職学位課程 についてそれぞれ通算して2年を超えることができない。

3~5 省略

第64条~第65条 省略

(教育課程及び履修方法)

- 第66条 教育課程は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システ ム応用科学府の博士前期課程及び技術経営研究科の専門職学位課程の専攻ご とに編成する。
- 2 各学府の学生は、在学期間中に前項の教育課程に従い、所定の授業科目を履 修して30単位以上(農学府国際環境農学専攻にあっては32単位以上)を修 得し、かつ、研究指導を受けなければならない。
- 3 技術経営研究科の学生は、在学期間中に第1項の教育課程に従い、所定の授 業科目を履修して46単位以上を修得しなければならない。
- 4 教育課程及び履修方法については、当該学府及び技術経営研究科が別に定め る。

(履修科目の登録の上限)

第66条の2 技術経営研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履 修するため、学生が1年又は1学期に履修科目として登録することのできる単 位数の上限を定めるものとする。

第66条の3~第73条 省略

(博士後期課程等の修了)

第74条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士後期課程又は連合農 (博士後期課程等の修了)

- は、当該学府教授会等において選考の上、これを許可することができる。
- 2 省略(現行どおり)

(休学期間)

第63条 休学期間は、学年の終わりまでとする。

2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用 科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の 博士後期課程、連合農学研究科の博士課程又は技術経営研究科及び工学府の 専門職学位課程についてそれぞれ通算して2年を超えることができない。

3~5 省略(現行どおり)

第64条~第65条 省略(現行どおり)

(教育課程及び履修方法)

- 第66条 教育課程は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システ ム応用科学府の博士前期課程並びに技術経営研究科及び工学府の専門職学位 課程の専攻ごとに編成する。
- 2 各学府(工学府産業技術専攻を除く。)の学生は、在学期間中に前項の教育 課程に従い、所定の授業科目を履修して30単位以上(農学府国際環境農学 専攻にあっては32単位以上)を修得し、かつ、研究指導を受けなければな らない。
- 3 技術経営研究科の学生は、在学期間中に第1項の教育課程に従い、所定の授 業科目を履修して46単位以上を修得しなければならない。
- 4 工学府産業技術専攻の学生は、在学期間中に第1項の教育課程に従い、所定 の授業科目を履修して36単位以上を修得しなければならない。
- 5 教育課程及び履修方法については、当該学府及び技術経営研究科が別に定め

(履修科目の登録の上限)

第66条の2 技術経営研究科及び工学府産業技術専攻は、学生が各年次にわた って適切に授業科目を履修するため、学生が1年又は1学期に履修科目とし て登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。

第66条の3~第73条 省略(現行どおり)

学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長又は連合農学研究科長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあっては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあっては当該在学期間)を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 第56条第2項第2号、第5号<u>又は</u>第6号の規定による入学資格をもって入 学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、 前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了)

第74条の2技術経営研究科の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第66条第3項に規定する単位を修得した者については、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、第79条の規定により、当該研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

- 第75条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者に、別に定める ところにより次の学位を授与する。
- 工学府の博士前期課程 修士(工学) 又は修士(学術)
- 工学府の博士後期課程 博士(工学) 又は博士(学術)

農学府の修士課程 修士(農学)又は修士(学術)

生物システム応用科学府の博士前期課程 修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)

生物システム応用科学府の博士後期課程 博士(工学)、博士(農学)、博士

- 第74条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長又は連合農学研究科長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあっては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあっては当該在学期間)を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 第56条第2項第2号、第5号<u>、</u>第6号<u>又は第7号</u>の規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了)

第74条の2技術経営研究科<u>又は工学府</u>の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第66条第3項<u>又は第4項</u>に規定する単位<u>の</u>修得<u>その他教育課程を履修</u>した者については、当該研究科<u>又は学府</u>教授会の議を経て、当該研究科長<u>又は学府長</u>が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、第79条の規定により、当該研究科<u>又は学府</u>に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該研究科<u>又は</u>学府の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科<u>又は学府</u>が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

第75条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者に、別に定める ところにより次の学位を授与する。

工学府の博士前期課程 修士(工学)又は修士(学術)

工学府の博士後期課程 博士(工学) 又は博士(学術)

農学府の修士課程 修士(農学) 又は修士(学術)

生物システム応用科学府の博士前期課程 修士(工学)、修士(農学)又は 修士(学術) (学術) 又は博士(生命科学)

連合農学研究科の博士課程 博士 (農学) 又は博士 (学術) 技術経営研究科の専門職学位課程 技術経営修士 (専門職)

2 省略

(他の大学院における授業科目の履修)

- 第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、本学大学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位(技術経営研究科にあっては16単位)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

- 第77条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、本学大学院の学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院<u>又は</u>研究所等において、研究指導を受けようとする場合について準用する。

(留学)

- 第78条 学生は、第76条第2項及び前条第2項の規定に基づき、<u>外国の大学</u> 院又は研究所等において修学又は研究指導を受け<u>るため、留学</u>しようとすると きは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。
- 2 省略

(入学前の既修得単位の認定)

- 第79条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院 (外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学府教授会 <u>又は技術経営研究科教授会</u>の議を経て、当該学府<u>又は技術経営研究科</u>における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位(技術経営研究科にあっては16単位)を超えない範囲で、第66条第

生物システム応用科学府の博士後期課程 博士 (工学)、博士 (農学)、博士 (学術) 又は博士 (生命科学)

連合農学研究科の博士課程 博士 (農学) 又は博士 (学術) 技術経営研究科及び工学府の専門職学位課程 技術経営修士 (専門職)

2 省略(現行どおり)

(他の大学院における授業科目の履修)

- 第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、本学大学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位(技術経営研究科にあっては16単位)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合<u>及び国際連合大学の授</u> 業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

- 第77条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、本学大学院 の学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを 認めることができる。
- 2 前項の規定は、<u>本学大学院の</u>学生が外国の大学院<u>若しくは</u>研究所等<u>又は国際連合大学</u>において、研究指導を受けようとする場合について準用する。

(留学等)

- 第78条 学生は、第76条第2項及び前条第2項の規定に基づき、修学又は 研究指導を受けようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なけ ればならない。
- 2 省略(現行どおり)

(入学前の既修得単位の認定)

- 第79条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に<u>本学</u>大学院<u>及び他の大学院</u>(外国の大学院<u>及び国際連合大学</u>を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学府教授会等の議を経て、当該学府<u>又は研究科</u>における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、編入学、転 学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、

2項、第3項又は第71条第2項に規定する単位に算入することができる。

(特別聴講学生)

- 第80条 他の大学院(外国の大学院を含む。<u>以下「他の大学院」という。</u>) の学生が、本学<u>の</u>大学院において特定の授業科目を履修することを志願するときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。
- 2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府教授会等の議を経て、特別 めるところにより、学長に願い出なければならない。 聴講学生としてこれを許可することができる。 2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府教

(特別研究学生)

- 第81条 他の大学院の学生が、本学<u>の</u>大学院において研究指導を受けることを 志願するときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。
- 2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府教授会等(技術経営研究科 教授会を除く。)の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができ る。

第82条~第111条 省略

附 則 省略

附 則(22経教規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第103条第3項の 改正規定は、平成22年4月1日以降に入学した学生から適用する。 10単位(技術経営研究科にあっては16単位)を超えない範囲で、第66条第2項、第3項<u>、第4項</u>又は第71条第2項に規定する単位に算入することができる。

(特別聴講学生)

- 第80条 他の大学院(外国の大学院<u>及び国際連合大学</u>を含む。)の学生が、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願するときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。
- 2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府教授会等の議を経て、特 別聴講学生としてこれを許可することができる。

(特別研究学生)

- 第81条 他の大学院<u>(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)</u>の学生が、本学大学院において研究指導を受けることを志願するときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。
- 2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府教授会等(技術経営研究 科教授会を除く。)の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することがで きる。

第82条~第111条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

附 則(22経教規則第2号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第103条第3項の改正規定は、平成22年4月1日以降に入学した学生から適用する。
- 2 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻の収容定員は、改正後の別 表第2の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度においては、 次の表のとおりとする。

<u>学府等名</u>	<u>専攻名</u>	平成22年度	平成23年度
生物システム	共同先進健康科学専攻	<u>6人</u>	12人
応用科学府			

附 則 (23経教規則第8号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 次の表に掲げる専攻の収容定員は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、 平成23年度及び平成24年度においては、次の表のとおりとする。

学府等名	専 攻 名	平成23年度
工学府 (博士前期	生命工学専攻	<u>96</u>
課程又は専門職学	<u>応用化学専攻</u>	<u>136</u>
位課程)	機械システム工学専攻	<u>123</u>
	物理システム工学専攻	<u>48</u>
	電気電子工学専攻	<u>107</u>
	情報工学専攻	<u>71</u>
	産業技術専攻	<u>40</u>

学府等名	専 攻 名	平成23年度
農学府	生物生産化学専攻	<u>48</u>
	応用生命化学専攻	<u>51</u>
	生物制御科学専攻	<u>37</u>
	国際環境農学専攻	<u>48</u>

学府等名	専 攻 名	平成23年度
<u>生物システム応</u> <u>用科学府</u> (博士前 期課程)	生物システム応用科学専攻	<u>121</u>

学府等名	専 攻 名	平成23年度	平成24年度
連合農学研究科	環境資源共生科学専攻	<u>24</u>	<u>27</u>
	農林共生社会科学専攻	<u>14</u>	<u>16</u>

学府等名	専 攻 名	平成23年度
技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	<u>40</u>

別表第1 省略

別表第2(第53条関係)

		博士前期課程、			
		修士課	程又は	博士後期課程	
			学位課		
学府等名	専攻名	程			
		入学	総定	入学	総定
		定員	員	定員	員
		(人)	(人)	(人)	(人)
	生命工学専攻	<u>38</u>	<u>76</u>	14	42
	応用化学専攻	<u>58</u>	<u>116</u>	14	42
	機械システム工学専攻	<u>53</u>	<u>106</u>	13	39
工学府	電子情報工学専攻	_	_	19	57
1 上子/\\	物理システム工学専攻	<u>22</u>	44	_	_
	電気電子工学専攻	<u>41</u>	<u>82</u>	_	_
	情報工学専攻	<u>29</u>	<u>58</u>	_	_
	計	<u>241</u>	<u>482</u>	60	180
	生物生産科学専攻	<u>21</u>	42	_	_
	共生持続社会学専攻	12	24	_	_
	応用生命化学専攻	<u>21</u>	<u>42</u>	_	_
	生物制御科学専攻	<u>17</u>	<u>34</u>	_	_
農学府	環境資源物質科学専攻	11	22	_	_
辰子们	物質循環環境科学専攻	17	34	_	_
	自然環境保全学専攻	19	38	_	_
	農業環境工学専攻	10	20	_	_
	国際環境農学専攻	<u>20</u>	<u>40</u>	_	_
	計	<u>148</u>	<u>296</u>	_	_
生物シス	生物システム応用科学専攻	<u>52</u>	<u>104</u>	22	66
テム応用	共同先進健康科学専攻	_	_	6	18
科学府	計	<u>52</u>	<u>104</u>	28	84
連合農学	生物生産科学専攻	_	_	15	45
研究科	応用生命科学専攻	_		10	30

別表第1 省略(現行どおり)

別表第2(第53条関係)

		博士前期	博士前期課程、			
		修士課	程又は			
		専門職学位課		博士後期課程		
学府等名	専攻名	程				
		入学	総定	入学	総定	
		定員	員	定員	員	
		(人)	(人)	(人)	(人)	
	生命工学専攻	<u>58</u>	<u>116</u>	14	42	
	応用化学専攻	<u>78</u>	<u>156</u>	14	42	
	機械システム工学専攻	<u>70</u>	<u>140</u>	13	39	
	電子情報工学専攻	_	_	19	57	
工学府	物理システム工学専攻	<u>26</u>	<u>52</u>	_	_	
	電気電子工学専攻	<u>66</u>	<u>132</u>	_	_	
	情報工学専攻	<u>42</u>	<u>84</u>	_	_	
	産業技術専攻	<u>40</u>	<u>80</u>	_	_	
	計	<u>380</u>	<u>760</u>	60	180	
	生物生産科学専攻	<u>27</u>	<u>54</u>	_	_	
	共生持続社会学専攻	12	24	_	_	
	応用生命化学専攻	<u>30</u>	<u>60</u>	_	_	
	生物制御科学専攻	<u>20</u>	<u>40</u>	_	_	
農学府	環境資源物質科学専攻	11	22	_	_	
辰子的	物質循環環境科学専攻	17	34	_	_	
	自然環境保全学専攻	19	38	_	_	
	農業環境工学専攻	10	20	_	_	
	国際環境農学専攻	<u>28</u>	<u>56</u>	_	_	
	計	<u>174</u>	<u>348</u>			
生物シス	生物システム応用科学専攻	<u>69</u>	<u>138</u>	22	66	
テム応用	共同先進健康科学専攻	_	_	6	18	
科学府	計	<u>69</u>	<u>138</u>	28	84	
連合農学	生物生産科学専攻	_	_	15	45	

	環境資源共生科学専攻	_	_	<u>7</u>	<u>21</u>
	農業環境工学専攻	_	_	4	12
	農林共生社会科学専攻	_	_	<u>4</u>	<u>12</u>
	計	-		<u>40</u>	<u>120</u>
技術経営	技術リスクマネジメント専攻	40	80	_	_
研究科	計	40	80	_	_
	合 計	<u>481</u>	962	128	384

別表第3~別表第9 省略 別紙様式第1号 省略

研究科	応用生命科学専攻	_	_	10	30
	環境資源共生科学専攻	_	_	<u>10</u>	<u>30</u>
	農業環境工学専攻	_	_	4	12
	農林共生社会科学専攻	_	_	<u>6</u>	<u>18</u>
	計			<u>45</u>	<u>135</u>
技術経営	技術リスクマネジメント専攻	40	80		_
研究科 <u>※</u>	計	40	80	_	_
合 計		<u>623</u>	1246	<u>133</u>	<u>399</u>

※技術経営研究科の定員については合計数に含めない。

別表第3~別表第9 省略(現行どおり) 別紙様式第1号 省略(現行どおり)